

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定障害者特別給付費等の支給の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 6 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 6 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村は、次に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費 (以下「特定障害者特別給付費等」という。) の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、法第 34 条第 1 項及び第 35 条第 1 項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、受給者証に記載されている特定障害者特別給付費を支給する期間内に、本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	計画相談支援給付費の支給の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 55 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 55 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村は、次に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第 5 1 条の 1 7 第 1 項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、本町以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日